

## 特定回収困難債権買取制度について

島村 英<sup>1</sup>

平成23年5月13日、第177回国会において、預金保険法の一部を改正する法律案が成立し、同年10月29日から特定回収困難債権買取制度が施行された。

本制度は、一言で言えば、反社会的勢力に対する金融機関の債権を預金保険機構が買い取るものである。私の得意な謎掛けで言うならば「本制度の本質と掛けて、海に潜る海女さんと解く。その心はどちらも、貝、取ります（買い取ります）」となろう（笑）。

この制度の趣旨は、反社会的勢力は金融機関職員にとって恐怖の対象であり、債権回収に躊躇することも多いことから、預金保険機構が金融機関から当該債権を買い取り、預金保険機構の100%子会社である株式会社整理回収機構（いわゆるRCC）がその債権回収を担うことで、金融機関と反社会的勢力との関係遮断を進めようとするものである。

本制度は開始から既に10年以上を経過し、買取事例もかなり蓄積されたことから、本稿において、その概要や買取事例等について紹介したい。

最後に、この場を借りて、本稿を目にされた金融機関にお勤めの皆様におかれましては、ぜひとも本制度の積極的な活用をお願い申し上げたい。再び謎掛けを披露したい。

反社会的勢力に対する債権と掛けて、降水確率の低い晴れた日に燃やしたいゴミと解く。その心はどちらも、予報（預保）を使って、焼却（償却）してください。

なお、本稿中、意見にわたる部分については、あくまでも筆者の私見である。

### 目次

1. 制度導入の背景等
2. 特定回収困難債権とは
  - (1) 属性要件
  - (2) 行為要件
3. 買取手続とスケジュール
4. 買取決定の実績
  - (1) 年度別買取決定実績
  - (2) 買取事例（属性要件）
  - (3) 買取事例（行為要件）
5. これまでに寄せられた主な御意見等について
6. あとがきとしての想い出話
  - (1) 捜査第二課企画・証券金融係長当時
  - (2) 暴力団対策課課長補佐当時
  - (3) 組織犯罪対策企画課長当時

<sup>1</sup> 平成5年警察庁入庁。令和4年1月から預金保険機構金融業務支援部長。

## 1. 制度導入の背景等

平成19年6月、政府指針「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）が制定された。

冒頭から私事で恐縮であるが、この政府指針は、私が警察庁刑事局暴力団対策課の課長補佐当時に起案したものであり、暴力団排除の取組をコペルニクス的に転回したきっかけとなった。具体的に言えば、この政府指針は、それまでの「警察対暴力団」という構図を「社会対暴力団」という構図に変えた次第である。正直に申し上げて、当時は、ここまで社会に劇的な変化をもたらすことになるとは夢にも思わなかったが、現在では、暴力団を始めとする反社会的勢力とは関係を遮断することが、社会の常識となっている。

脱線したが、翌年の平成20年3月には、金融庁がこの政府指針の制定を受けて、監督指針の改訂を行い、「反社会的勢力による被害の防止」の項目を新設したことから、金融業界において、取引約定書等への暴力団排除条項（いわゆる暴排条項）の導入など、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組が本格的に推進されることとなった。

こうした中、平成23年5月には、預金保険法の一部を改正する法律案が成立し、反社会的勢力との関係遮断により「金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて、信用秩序の維持に資する」ことを目的として、本制度が恒久的な制度として整備された次第である。

これは、預金保険法第1条に掲げられた「信用秩序の維持」という究極の目的を果たすためには、金融機関の財務内容の健全性の確保が大切であり、財務内容の健全性を確保するためには、暴力団を始めとする反社会的勢力と関係を遮断することが必要不可欠であるからである。すなわち、大目的「信用秩序の維持」→中目的「財務内容の健全性」→小目的「反社会的勢力との関係遮断」という目的と手段の連鎖構造となっている。

その後、ある金融機関による暴力団員等に対する融資事件が発覚し、この事件を踏まえて、金融業界における反社会的勢力排除の機運が再び高まり、金融庁は、平成25年12月に「反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みの推進について」を公表し、その取組の一つとして、本制度の活用促進が盛り込まれることになった。

具体的には「預金取扱金融機関による、特定回収困難債権の買取制度の活用促進」として「金融庁及び預金保険機構は、特定回収困難債権の買取制度の運用改善を図るとともに、提携ローンにおいて、信販会社が代位弁済した債権を買い戻した場合も同制度の対象となること等を周知することにより、同制度の活用を促進する」と規定された。

さらに、平成26年6月には、金融庁が「反社会的勢力への対応に係る監督指針等の改正」を公表し、主な着眼点の一つとして、本制度の積極的な活用が盛り込まれることになった。

具体的には「反社会的勢力との取引解消に向けた取組み」として「預金保険機構による特定回収困難債権の買取制度の積極的な活用を検討するとともに、当該制度の対象とならないグループ内の会社等においては株式会社整理回収機構のサービサー機能を活用する等して、反社会的勢力との取引の解消を推進しているか」と規定された。

## 2. 特定回収困難債権とは

まずは、条文を紹介したい。預金保険法第101条の2第1項である。

機構は、金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて信用秩序の維持に資するため、金融機関（破綻金融機関、承継銀行、第百十一条第二項に規定する特別危機管理銀行、第百二十六条の二第一項第二号に規定する特定第二号措置に係る同項に規定する特定認定に係る金融機関及び特定承継銀行を除く。以下この条において同じ。）が保有する貸付債権又はこれに類する資産として内閣府令・財務省令で定める資産（以下この項において単に「貸付債権」という。）のうち、当該貸付債権の債務者又は保証人が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）であつて当該貸付債権に係る契約が遵守されないおそれがあること、当該貸付債権に係る担保不動産につきその競売への参加を阻害する要因となる行為が行われることが見込まれることその他の金融機関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがある特段の事情があるもの（以下「特定回収困難債権」という。）の買取りを行うことができる。

やや読みにくいので、括弧書きの部分を除くと次のようになる。

機構は、金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて信用秩序の維持に資するため、金融機関が保有する貸付債権又はこれに類する資産として内閣府令・財務省令で定める資産のうち、当該貸付債権の債務者又は保証人が暴力団員であつて当該貸付債権に係る契約が遵守されないおそれがあること、当該貸付債権に係る担保不動産につきその競売への参加を阻害する要因となる行為が行われることが見込まれることその他の金融機関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがある特段の事情があるものの買取りを行うことができる。

ここでのポイントは下線部を引いた「その他の」という文言である。

先程、預金保険機構の図書館に行って、財団法人法曹会編「似たもの法律用語のちがいは」なる書籍を見つけて調べてみた。その14頁において「12「その他」、「その他の」として、次のようにあった。

---

似ている点 ともに、その直前の語句が示す事項に限らず、それ以外にその直後の語句が示す事項があるという趣旨をいう。

ちがう点 「その他の」という場合には、その直前の語句は例示であつて、その直後の語句が示す事項に含まれる。これに対し、「その他」という場合には、その直前の語句はその直後の語句が示す事項に含まれず、両者は、並列の関係にある。

---

（引用終わり）

これを踏まえると、預金保険法第101条の2第1項の解釈としては、「金融機関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがある特段の事情があるもの」が「特定回収困難債権」であり、その前に規定された

ア 当該貸付債権の債務者又は保証人が暴力団員であつて当該貸付債権に係る契約が遵守されないおそれがあること

イ 当該貸付債権に係る担保不動産につきその競売への参加を阻害する要因となる行為が行われることが見込まれること

は、それぞれ例示であると解釈される。

ここで実務上、アに関するものを属性要件、イに関するものを行為要件と呼んでいる。

そして例示であるから、理論上は、両要件以外のものも含まれ得ることになるが、現在、実務においては、属性要件か行為要件のどちらか一方を必要として運用している。

余談であるが、先日読んだ牧原出編著「法の番人として生きる～大森政輔元内閣法制局長官回顧録」（岩波書店）の110頁に次のようにあった。

---

——日々、税法などに苦しめられている私としては、なんで平易化されないのかと思っていました。一部改正法などは少し難しい点があると思いますが、そういうものを除いて、必ずしも徹底されない理由は为什么呢。

大森 記述の対象が複雑で、非常に複雑な条件をいろいろ付け加えるということが一番の原因だと思います。さはさりながら、それを一文で書き直してしまうところにも技術的な難点があります。そういうことは、各号列記とか、技術的な工夫によってかなり改善されるということもあるわけです。行政の分野で、いかに行政施策が細かくなったかの反映でもあるのでしょうか。（略）

——会社法とか民事訴訟法、民法が全面改正されたというのも、いま言われた検討を背景にしているのでしょうか。直接に、ではないかもしれませんが。

大森 それは法制局次元の問題ではなくて、カタカナ文語体が社会の若い世代に受け入れられなくなったという時代の移り変わりが背景になっているのでしょうか。商法も社会情勢、経済情勢の変化にしたがって、枝番、枝番でどんどん新しい制度を付け加えていきました。特に会社法は、全部で何個条にわたっているのか、誰も数えたことがない世界です。これは税法も同様です。やらなければならないと思いつつ、ほかのことに追われて、そういう整理をするいとまがなかった。それをやっとな実現できたということでしょう。

私が最も改めなければならないと思ったのは、二重括弧、三重括弧を平気で使うことです。法文を本当に解明しようとしたら、カラーペンを三色も四色もおきまして、これがどこに続いていくかを塗り分けられないことには文章を解読できない。そういうことを平気でやっていたのです。所得税法だって、当初はすらすらとした法律だったのです。昭和三六年ぐらいですか、所得税法を全文改正した。その後少しずつ一部改正を付け加えていった際に、括弧で抜いたり加えたりして、まかなえるものは全部その方式でやったのです。そのたびに三重括弧、四重括弧ができてしまった。

---

（引用終わり）

この点、余談ついでに言えば、前任である警察庁組織犯罪対策企画課長当時に、いわゆる犯罪収益移転防止法の改正作業に従事したことがあったが、この法律は大変難解で読みにくくイライラしたが、このカラーペン手法を導入してから、多少なりともストレスが低下したことがあったので、読者の皆様にもぜひとも紹介したいと考えた次第である。

閑話休題。以上述べたように、特定回収困難債権に該当するためには、属性要件か行為要件のどちらか一方を充足すれば足りるが、両方の要件を満たす債権も存在しているし、実際にそのような債権の買取事例も存在している。

ここで、両要件の説明に入る前に、属性要件と行為要件という言葉について、軽く触れておきたい。まず「属性」とは、その事物が持っている性質であり、「行為」とは行いや振る舞いであることから、属性要件とは、当該人物の性質に関する要件であり、行為要件とは当該人物の行いに関する要件ということになる。

冒頭に政府指針について紹介したが、すべての反社会的勢力排除施策の基本は、この政府指針であることから、今一度、政府指針を振り返って見てみたい。

私は、警察庁暴力団対策課課長補佐当時に、政府指針において、本文の「今日、多くの企業が、企業倫理として、暴力団を始めとする反社会的勢力\*と一切の関係をもたないことを掲げ、様々な取組みを進めているところである」の中にある反社会的勢力に「\*」を付して、脚注において「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である」と起案した。

ここでのポイントは2点あった。

一つは、私の感覚の中に「反社会的勢力とは、〇〇をいう」といった定義規定を置くことに違和感があったということだ。ある日、上司から「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人」なるメモを渡されたものの、これで果たして定義と言えるのか若干の不安があったため、なるべく定義規定と受け取られないような工夫をした次第である。具体的には、本文に「反社会的勢力とは、〇〇をいう」あるいは「〇〇（以下、反社会的勢力という。）」と規定したのではなく、脚注において「〇〇である反社会的勢力をとらえるに際しては……」と規定したのである。

もう一つは、別の上司から「ある経済取引をする際、相手が反社であるかどうかは分からないことが多いし、また、取引の際にいちいち警察に『この人は暴力団員ですか?』と確認するのは、健全な経済社会とは言えない。こういった観点から、属性要件だけで行き詰ることのないよう、相手の属性が分からなくても、排除できる行為要件が大切になる」と教えられて、その思想を明らかにしたのが、まさにこの脚注だったわけである。

つまり、行為要件はもともと属性要件を補完する役割を担っていたのだ。



## (1) 属性要件

再度、条文上の属性要件を引用すると、「当該貸付債権の債務者又は保証人が暴力団員であつて当該貸付債権に係る契約が遵守されないおそれがあること」である。

この点、預金保険機構のホームページに掲載されている「特定回収困難債権の買取りに係るガイドライン」（平成26年7月2日）には、次のようにある。

---

属性要件は、債務者又は保証人が当該要件に該当すれば、その事実をもって特定回収困難債権に該当すると考えられる要件である。すなわち、債務者が例えば暴力団員である場合は、当該事実そのものが金融機関に回収困難性があると考えられることから、特定回収困難債権として買い取ることができるとするものである。

属性要件に該当する者の要件及びその考え方等については以下のとおりである。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ④ 暴力団準構成員
- ⑤ 暴力団関係企業
- ⑥ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- ⑦ 暴力団員等（①～⑥に掲げる者をいう。以下同じ。）と次に掲げる関係を有する者
  - ア 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - エ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - オ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ⑧ その他上記①～⑥に準ずる者

---

(引用終わり)

さて、ここで「あれっ、条文上の定義は『債務者又は保証人が暴力団員』となっているのだから、②「暴力団員」以外の①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧が規定されているのはおかしいのではないか！」と思った方がおられるかもしれない。

解説すると、ここで先に説明した「その他の」が意味を持つのである。あくまでも、属性要件も行為要件も「金融機関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがある特段の事情があるもの」の例示に過ぎず、したがって、債務者又は保証人が②「暴力団員」以外のものも、属性要件として列挙されているのである。

## (2) 行為要件

再度、条文上の行為要件を引用すると、「当該貸付債権に係る担保不動産につきその競売への参加を阻害する要因となる行為が行われることが見込まれること」である。

この点「特定回収困難債権の買取りに係るガイドライン」には、次のようにある。

---

行為要件は、競売妨害や暴力等の回収妨害行為等を捉えて特定回収困難債権に該当するか否かを判断するもので、行為主体の属性は問わない。例えば、正常な競売を妨害する目的で担保物件を不法に占拠する行為や、金融機関や金融機関職員に対する暴力・脅迫行為、営業妨害行為などは、一般的にはこれらの行為により金融機関に回収困難性があると考えられることから、行為要件に該当すると考えられる。

行為要件の行為者は、債務者又は保証人に限らず、その委託を受けた者等を含む。また、暴行・脅迫等の場合は、その対象が金融機関職員である場合のみならず、その親族等が対象となった場合を含む。

行為要件に該当する行為の要件及びその考え方等については以下のとおりである。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて貸出先の信用を毀損し、又は貸出先の業務を妨害する行為
- ⑤ その他上記①～④に準ずる行為

---

(引用終わり)

---

さて、ここで「あれっ、①と③の違いがよく分からないな。両方とも暴力を用いている点では同じではないか。『取引に関して』の有無の違いなのかな？」と思った方がおられるかもしれない。解説すると、要求行為の有無がその違いである。

すなわち、①には要求行為があり、③には要求行為がない、ということである。これは、暴力団員らも対抗措置を勉強するので、何らかの要求行為をすると、たちまち不当要求となって暴力団対策法上の中止命令の対象となることが分かっているので、要求行為を行わずに自分の要求を実現しようとすることを踏まえているわけである。

具体的に言えば、返済交渉の際に暴力団員が「月夜の晩ばかりではないぞ！」と発言した場合、その発言の裏側には「闇夜の晩にボコボコにされたくなければ、返済を猶予しろ！」という要求が含まれており、債権回収を躊躇させることになってしまうのだ。

ただ、要求行為がないことから無限定ではさすがに対象行為が広がり過ぎるため、「取引に関して」という限定が追加されていると思われる。

最後に、他の要件を含めてまとめると、①と②は要求行為があり、③と④は要求行為がなく、さらに、①は要求行為の手段に着目し、②は要求行為の内容に着目し、③は取引に関して、脅迫や暴行があり、④はそれらがなく、⑤はバスケットクローズである。

### 3. 買取手続とスケジュール

特定回収困難債権の買取りに際しては、手続の適正性を確保するため、当該債権の該当性及び価格について第三者により構成される買取審査委員会の意見を聴くこととしている。

以下、買取手続の各段階に応じて説明したい。

まず、金融機関の御担当者様が「この反社債権の回収は大変そうだから、預保に売却したい」と考えていただくことがすべてのスタートとなる。その際には、遠慮することなく、お気軽に金融業務支援部業務企画課宛にお電話かメールをいただきたい。

担保がなくても結構であるし、また、少額債権であっても結構である。私ども預金保険機構の担当者は、懇切丁寧に対応するのでご安心いただきたい。

謎掛けで言うならば、こうなるだろう。預保担当者の気持ちと掛けて、万能の風邪薬と解く。その心はどちらも、いつでもどこでも、よく効きます（よく聴きます）。

この相談段階において「残念ですが、これはちょっと箸にも棒にもかかりませんね」とお断りすることもあるが、「これは買い取れる可能性があるな」という相談である場合には、仮申込みをしていただくことになる。

次に、仮申込みがなされた後は、預金保険機構において組織的に要件該当性等について確認し、必要に応じて資料を提出していただく。

仮に、要件該当性を充足した場合には、正式申込みをいただくことになる。仮申込みから正式申込みに至るまでの期間は、だいたい2か月から3か月程度である。

次に、正式申込みがなされた後は、部外の有識者（弁護士、不動産鑑定士等）から構成された買取審査委員会において、買取りの可否及び買取価格についてご審議をいただくことになる。

仮に、買取審査委員会においてゴーサインが出ると、預金保険機構の最高意思決定機関である運営委員会の決議をもって買取決定となる。正式申込みから買取決定に至るまでの期間は、だいたい2か月から3か月程度である。

ちなみに近年の運用では、買取決定は年3回（3月、6月、11月）行っている。

そして、買取決定された債権については、預金保険機構から整理回収機構へ債権の買取りを委託し、当該金融機関と整理回収機構との間で、買取契約を結び、特定回収困難債権の売却という流れとなる。このように、冒頭に述べたが、実際に債権を回収する作業を行うのは、預金保険機構ではなく整理回収機構である。

なお、整理回収機構が債権を回収した結果、利益が出た場合は、預金保険機構にその利益を納付し、逆に、損失が出た場合は、預金保険機構から整理回収機構に対してその損失を補てんすることになっている。



## 4. 買取決定の実績

### (1) 年度別買取決定実績

まずは、これまでの年度別の買取決定実績である。

買取決定年度	買取債権数	買取債権総額	買取価格総額
平成24年度	16件	308,739千円	16,976千円
平成25年度	16件	1,774,085千円	49,868千円
平成26年度	58件	1,078,252千円	125,889千円
平成27年度	75件	2,689,740千円	188,727千円
平成28年度	41件	316,413千円	60,773千円
平成29年度	55件	1,088,644千円	372,635千円
平成30年度	17件	144,289千円	13,343千円
令和元年度	9件	77,035千円	14,639千円
令和2年度	8件	335,371千円	31,078千円
令和3年度	11件	148,397千円	65千円
令和4年度	9件	76,564千円	4,440千円
合計	315件	8,037,530千円	878,432千円

注1：単位未満四捨五入。

注2：買取債権数については1債務者につき1件として計上。

注3：買取債権の要件別内訳：属性要件241件、行為要件64件、両要件10件。

本制度が開始された平成24年度の第1回買取決定から令和4年度の第29回買取決定までに、一番下の合計欄にあるように、買取債権数315件、買取債権総額約80億円、買取価格総額約9億円となっている。

次に、これを業態別で見ると、549金融機関中、特定回収困難債権を買い取った金融機関は98機関であるから、平均17.9%となっているところ、都市銀行では100%、地方銀行・第二地方銀行では49.5%、信用金庫では9.4%、信用組合では6.2%、その他の金融機関25.5%となっている。

このように、本制度の活用には業態によってばらつきがある。この点、これら数字の高低についての評価はなかなか難しく、真実、神様の目から見て、一部の業界では、反社債権がないということであれば大変好ましいわけである。しかしながら、その一方で、私ども預金保険機構の周知不足で、本制度が知られていないだけであり、実は反社債権が残っているということであれば、ぜひとも、本制度を御活用いただきたいと考えている。

ここでも、謎掛けを披露したい。

活用率にばらつきのある本制度に関して金融機関が求められることと掛けて、小学生の遠足の朝と解く。その心はどちらも、校庭に着いて「さあ、行こう！」(高低について再考)。

## (2) 買取事例（属性要件）

次に、実際にあった買取事例を紹介したい。

まず、属性要件による買取事例であるが、これまで、債務者や保証人が②「暴力団員」あるいは③「暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者」（いわゆる元暴）の買取りが中心となっているが、それ以外にも、次のような案件を買い取った事例がある。

まず、暴力団員と交際があった者として、買い取った事例である。

債務者は、暴力団員等に対する資金提供や、暴力団幹部とゴルフに行く等の密接な付き合いがあったことから、⑦オ「暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者」、いわゆる密接交際者として買取りを行ったものである。

ここで、密接交際者の買取りにあたっての留意事項として、報道等により債務者が暴力団員等との密接交際者と判明した場合であっても、属性判明から年数が経過していたなどの場合には、本制度の申込時点で属性が認められなくなる場合があり、できるだけ速やかな相談が大切となる。せっかく属性要件を充足したとしても、鮮度が落ちてしまえば、属性要件を充足しなくなってしまう可能性があるということである。

余談であるが、密接交際者に限らず、およそすべての属性要件について言えることであるが、反社会的勢力を排除する上では、3つの「度」、すなわち、確度、濃度、鮮度の3つの検討が大切である。すなわち、「確度」とは情報源は何かということである。単なる噂なのか、それとも、信ぴょう性のある話なのかである。「濃度」とは暴力団員との関係性である。構成員が最も濃い、準構成員→共生者→密接交際者の順で濃度が薄くなる。「鮮度」とはいつの時点の情報なのかである。たとえるなら、どんなに美味しいお刺身であっても、古ければ腐ってしまつてとても食べられないということである。

脱線したが、本件は、警察に対する照会から期限の利益喪失までを遅滞なく実施した事例となるが、速やかな金融機関側の対応が肝要である。

次に、預金保険機構が独自に認定した事例もある。

例えば、債務者法人の実質経営者が、本来金融機関から融資を受けることができない暴力団員に代わって融資を受けた後、当該暴力団員に融資金を提供したことが裁判記録により判明したものについて、警察への属性照会では債務者本人の属性は該当しなかったものの、裁判記録を踏まえ、機構独自の判断に基づき、属性要件の⑦エと認定し買取りを行った。

また、融資した運転資金に係る担保物件の一部が暴力団事務所として使用されていることが判明し、金融機関が債務者法人の代表取締役に入居状況を確認したところ、反社会的勢力の入居を認めたものについて、警察への属性照会では債務者本人の属性は該当しなかったものの、金融機関提出資料を踏まえ、機構独自の判断に基づき、属性要件⑦エと認定し買取りを行った（本件は債権回収妨害行為に準ずるとして、行為要件も認定している）。

このように、預金保険機構としては、警察からの判定だけではなく、対外的に十分に疎明しうる材料があるということであれば、独自認定も行っている。

### (3) 買取事例（行為要件）

これまでに、行為要件の適用に関して、金融機関の「回収困難性」を総合的に判断して買い取った事例がある。ここでは、3つの事例を紹介したい。

まず、債務者による抽象的発言を債務者の性向と併せて総合的に勘案し認定した事例である。本件は、運転資金を融資していた案件であるが、債務者は報道等により密接交際者であることが判明しており、金融機関との交渉に際し、債務者は「法的な闘いだけじゃない、あらゆる手段を使う」等の脅迫的言辞を行っている。

債務者は属性要件には該当せず、また、債務者の発言は職員個人に対するものでないなど、抽象的であったものの、金融機関側が本担保物件を処分した場合には何をされるか分からないと考え、債権の法的回収に踏み込めなかった点などを考慮したものである。

このように、債務者による発言内容だけで判断するのではなく、他の条件も踏まえ、総合的に行為要件の該当性について判断を行っている。最近では、金融機関側の主観的側面、すなわち「どう思ったのか、どう感じたのか」を重視するようになってきている。

これは、政府指針の脚注で述べたが、属性要件で救えないものを行為要件で補完するという行為要件の性格を踏まえたものである。

次に、反社性情報のない債務者による、金融機関以外の者に対する発言を認定した事例である。本件は、個人に対し住宅ローンを融資していた案件であるが、期限の利益喪失後、保証子会社による代位弁済を行っており、その後、債務者は返済交渉に際し、保証子会社の職員に対して、暴力団関係者が担保物件を売ってほしいと言っている旨の発言を行ったほか、同社の顧問弁護士に対して、暴力団関係者であることを伺わせる発言を行った。

債務者は属性要件には該当せず、また、債務者の発言は保証子会社やその弁護士に対するものであり、金融機関職員に対するものではなかったが、発言内容が債権回収を躊躇させていると判断できることから行為要件を認定したものである。

このように、保証会社職員やその顧問弁護士という金融機関以外の者に対する債務者の発言についても、買取対象としている。

最後に、債務者以外の者が債務者に対して行った言動等を認定した事例である。

本件は、法人融資案件で、業況不芳となった後、債務者法人の前の代表である株主は返済交渉の際、金融機関職員の面前で、同席した代表取締役の左肩を複数回叩いたり殴ったりしたうえ、金融機関職員に対し「いじめられたら、いじめ返すしかない。刺し違えてやる」、「こいつ（現代表）に後ろから刺されるかもしれない」と発言している。

株主は現代表と同席の上、同人の暗黙の了解の下、脅迫的言動をしており、「債務者の委託を受けた者等」として行為要件の行為者として認定している。その上で、金融機関側も当該事案に対し、重く受け止めた対応を図っていることを踏まえ、一連の言動は、金融機関職員に対して害悪を告知する脅迫的な言動と認め、行為要件を認定したものである。

このように、行為者が債務者でなかったとしても、行為者と債務者との関係性について検討の上、行為要件の該当性について検討を行っている。

## 5. これまでに寄せられた主な御意見等について

これまでに金融機関から寄せられた主な御意見とそれに対する預金保険機構の見解について述べてい。

1つ目の御意見は「事務手続きの簡素化等を図れないか」というものである。

提出書類については、買取可否の審査及び買取後の整理回収機構による債権回収のために必要な資料であり、その削減は困難であるものの、提出が困難な書類がある場合等には、個別に御相談に応じている。

また、当然のことではあるが、仮申込み時に提出いただいた資料を正式申込時には再度提出していただくことがないよう運用の改善を図っている。

2つ目の御意見は「買取価格（備忘価格）の見直しを図れないか」というものである。

備忘価格については、過去、一律に1千円の備忘価格設定を債権元本額50万円以上の無担保・無保証・無剰余債権については、1万円に引き上げた経緯がある。

また、反社会的活動からの資金ではないキャッシュフロー弁済等による回収が見込める場合には、これを一定程度価格に加算することとしており、個別に御相談いただきたい。

3つ目の御意見は「半グレ等の債権を買取対象にできないか」というものである。

属性要件や行為要件を見直すことは難しいが、反社会的勢力の多様化や社会情勢等を踏まえ、個別の事案に応じて対応させていただくことにしている。具体的には、準暴力団のあるメンバーが、準構成員や共生者や密接交際者に該当する場合は、属性要件を充たすことになるし、債権回収妨害行為を行えば、行為要件を充たすことになる。

4つ目の御意見は「団体信用生命保険に加入している住宅ローン債権（いわゆる団信付き債権）について、団体信用生命保険が失効せず預金保険機構に引き継がれ、当該人が不利益を被らないようにできないか」というものである。

まず、特定回収困難債権買取制度においては、約定弁済中の団信付き債権を買い取った際、当該団信については、団信に加入した金融機関の債務者でなくなることから、自動的に脱退することになり、団体信用生命保険が預金保険機構に引き継がれることはない。

この点、そもそも本制度は、反社会的勢力との関係遮断を目的とした制度であり、特定回収困難債権の性質に照らすと、預保等が保険会社との間で、当該団信を承継・再加入するといった対応を図ることは困難であると考えている。

また、これに関連して「預保等が団信を承継しなかった場合における債権者側のリスクについてどう考えるか」との御意見もあったが、これについては、団信の目的は、そもそも債権者である金融機関の債権保全を目的とした保険であり、債務者の利益は副次的なものに過ぎないこと、また、団信の維持によって債務者側に利益を与え続けることの是非を勘案すると、債権譲渡後も預保等が団信を維持する必要性はないものと考えている。

## 6. あとがきとしての思い出話

自己紹介をしたい。私は昭和44年に生まれ、昭和63年に開成高校を卒業し、1年間浪人してから、平成元年に東京大学文科I類に入学した。平成2年に公認会計士試験第二次試験に合格し、平成5年に東京大学法学部を卒業し、警察庁に入庁した。

警察庁では、捜査第二課企画・証券金融係長、暴力団対策課課長補佐、犯罪組織情報官、組織犯罪対策企画課長等を経験し、都道府県警察では、三重県警察本部捜査第二課長、岩手県警察の警務部長と本部長等を経験した。

このほか、他官庁出向として、①中央省庁等改革推進本部事務局総務省班主査、②内閣府政策統括官付交通安全対策参事官補佐、③総務省情報流通行政局国際放送推進室長、④国税庁福岡国税局徴収部長を経験した。おそらく、厳格な組織文化を持つ「警察」という枠に収まりきれない私のユニークな性格が、他官庁出向が多い経歴を生んだものと「我田引水」的に解釈している。あかんではないか（笑）。

さて、なぜ、かかるどうでも良い経歴を披露したかと言えば、「特定回収困難買取制度」をより深く理解するため、金融システムから反社会的勢力を排除する歴史について、私の経験を基にして俯瞰しておきたいと考えたからである。三つの思い出話を紹介したい。

### (1) 捜査第二課企画・証券金融係長当時

最初の思い出話は、平成6年5月から平成8年8月まで、警察庁刑事局捜査第二課企画・証券金融係長をしていた頃の話である。いわゆる「住専問題」が勃発し、金融システムが暴力団等によって腐食された実態が明らかになり、大きな社会問題となった。連日、国会で議論がなされ、野党は6850億円の公的資金の投入に際してピケを行ったほどであった。

今、警察庁のホームページを検索してみたら、刑事局長通達「金融機関及び不良債権をめぐる不正事案の解明の積極的な推進について」（平成7年11月22日付）が掲載されており、私が初めて起案した局長通達であったので、懐かしく思い返した。この通達をきっかけとして「金融・不良債権関連事犯」なる用語が生まれたのである。

また、忘れられないのが各省協議である。住専国会における銀行法改正等の各省協議の際に、大蔵省銀行局のY課長補佐とやりとりしたことがあった。事件は、Y補佐からの1本の電話から始まった。銀行法改正に際して、幹部名義の協定書を交わすという約束をしていたのにもかかわらず、Y補佐から「実は、幹部がへそを曲げてしまい、覚書を作成できないかもしれない」と言われたのであった。私はY補佐と電話で15分くらいやりあったのだが、埒が明かないので電話を切った。その後も、定期的にY補佐に対して催促の電話はしていたが、相手が「嫌だ」というものは仕方がない。私はそのまま放置した。

そうしたところ、刑事企画課と企画課がこの事態を問題視し「各省協議において文書を作成する約束をしたにもかかわらず、その省庁間の約束を反故にされたら、警察庁は霞ヶ関の笑いものだ。だとすれば、事務次官等会議で手を挙げるまでだ。とにかく、事務次官等会議までに絶対に協定書を入手しろ！」等として、大騒ぎになってしまった。



しかしながら、私は、国会で涙を流すほど苦勞されていた銀行局幹部が嫌だと言っているのに、強引にその手を押さえつけて印鑑を押させることはできないと考えた。

また、Y 補佐も「何とか機嫌を直してもらい、タイミングを見て私の方から印鑑を押させますから、ちょっと待って下さいよ。こちらだって一生懸命やろうとしているのに、そう何度も催促されると気分がよくありませんよ」と反論した。いやはや、ごもつとも！（笑）

そのうちに、とうとう別の課の幹部が捜査二課に怒鳴り込んで来た。私を睨みつけながら、私の上司に対して「こんなものは見習が徹夜でやりとりしているレベルの話だ」とクレームを入れたのだ。私はドキドキして生きた心地がしなかった。ただ、その時の上司の反応が小気味良かったのをよく覚えている。こう言ってくれたのだ。

「課長にも相談したが、約束を反故にされたら、俺たちは銀行局をやっつけるだけだ。そんな紙切れ一枚なんか、我々、二課の世界では何の価値もない。そんな理由で閣議を流したら、今の国会の状況からして、それこそ国民の笑い者だ」として、けんもほろろの対応をしてくれたのだ。その上司は後に警察の最高幹部に栄進された。よしっ！

結局、銀行局幹部の機嫌が直って、無事に協定書の締結に至ったが、今にして振り返ってみても、上司の主張が正しかったと思う。と言うのも「協定書が交わせないから、閣議決定を1週間延期する」という理由は、あくまでも霞ヶ関内部での話であり、国民には何の関係もない話だからだ。銀行局をやっつけるというのは、今も昔も警察にそんな力はないので強がりであるが、閣議を流せないというのは、そのとおりであると思ったのであった。

今振り返ってみると、私の警察人生のスタートの時期に、金融システムにおける反社会的勢力の排除の動きに携わっていたのは、不思議な巡り合わせである。

## （2）暴力団対策課課長補佐当時

二つ目の思い出話は、平成18年3月から平成20年7月まで、警察庁刑事局暴力団対策課で課長補佐をしていた頃の話である。先に紹介した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）であるが、実は当初、警察庁組織犯罪対策部長通達の添付資料とする予定であった。

私が起案をして、暴対課理事官、暴力団排除対策官、暴対課長、企画分析課長と決裁を上げた後に、Y 組織犯罪対策部長から却下された。Y 部長は「この指針は化ける可能性がある。部長通達の添付では駄目だ。内閣官房で担いで貰え！」とおっしゃったのだ。

この部長指示を踏まえ、組織犯罪対策部長通達の添付資料ではなく、犯罪対策閣僚会議の幹事会申合せ文書となった。まさにY 部長の先見の明であった。通達添付資料と申合せ文書とで、一体全体何が違うのか。どちらも、各省協議を経て合意された文書であるから、警察庁以外の省庁にとって、内容に異論がないのは同じである。

ただ、後者の場合は作成名義に警察庁以外の省庁も含まれており、指針の主体性が異なるのだ。端的に言えば、警察庁以外の省庁も、自分の施策として捉えるということであり、反社会的勢力の排除に真剣に取り組まざるを得なくなった。その後、暴力団対策をコペルニクス的に転回することになった政府指針の作成名義をめぐる裏話を披露したが、Y 部長はその後、警察の最高幹部に栄進された。よしっ！

余談となるが、反社会的勢力の排除を警察庁以外の省庁に自分の施策として理解して貰うのは、結構、骨が折れる作業であった。というのも、金融庁のように積極的に対応してくれる省庁ばかりではなかったからだ。私が暴対課の課長補佐時代に、某省と暴排施策をめぐるガチガチのバトルがあった。相手の補佐は「うちの所管制度には、暴力団排除の目的は含まれていない。仮に、今回、暴力団排除の趣旨を含めてしまうと、蟻の一穴となって、男女共同参画、障害者雇用、環境問題など、およそ本来の制度趣旨とは異なる政策目的もどンドン認めざるを得なくなってしまう」等と言って大反対したことがあった。

犯罪対策閣僚会議の開催日まで時間が残り少なくなり、どうなってしまうのだろうと頭を悩ませていたある日、上司の暴対課長が相手省庁の審議官に直訴して制度が前に進むことになった。その上司は若い頃に当該省庁に補佐として出向しており、その審議官の部下であったのだ。霞が関においては、人間関係で仕事が動くこともあることを学んだ瞬間であった。

閑話休題。あらゆる省庁が一致団結して反社会的勢力排除に取り組むことが大切であり、この理は当然のことながら、金融行政にも妥当するものである。

### **(3) 組織犯罪対策企画課長当時**

そして、最後の思い出話は、令和2年8月から令和4年1月まで、前任の警察庁組織犯罪対策企画課長をしていた頃の話である。暴力団離脱者の口座開設支援についてである。

ある日のこと、民暴弁護士との勉強会において、暴力団離脱者の社会復帰の一つの手段として預貯金口座の開設について問題提起がなされた。暴力団離脱者の社会復帰を支援する理由として、①暴力団の人的基盤の切り崩し、②安全・安心な社会の実現(再犯防止推進計画)、③暴排条例や暴排条項の合憲判断の維持の3つが掲げられたのだ。

後輩のY暴力団対策課長が帰り道にて私に対してぼそっと言った。「彼らの主張に分がありますよね」と。私は即答した。「俺もそう思う。じゃあ、どンドン、やったらいいじゃないか」「いや、実は、これは駄目なんですよ」「え、なんで?」

Y課長によると、暴力団離脱者の口座開設支援については、長い歴史的経緯があった。ここには書けないが、確かにやっかいな事情があった。

しかしながら、私は数年前、犯罪組織情報官当時にある与党議員から「私の知り合いが、暴力団からすっかり足を洗って真人間になっているのに、いつまでも暴力団員扱いされて困っている」とのお叱りを受けたことがあり、この問題は、喉に刺さった小骨のようにずっと気になっていた。私は今こそ、この課題を解決する良いチャンスだと考えた。

そこで、私は警察庁の最高幹部の一人に「暴力団離脱者の口座開設支援をやりたい」と訴えて御理解をいただいた。そして、Y課長に「呪縛は解けたよ」と伝えた。

さて、私が預金保険機構に異動してしばらくして、警察庁のホームページに暴力団対策課長通達「暴力団離脱者の口座開設支援について」(令和4年2月1日付)が掲載されているのを見つけた。私がY課長にアドバイスしてから、約1年後のことだった。

金融システムにおける反社会的勢力の排除は極めて大切であるが、一方で、真実、神様の目から見て真人間になった離脱者がいつまで経っても口座を開設できないとすれば、それは制度の副作用と言える。

以上、三つの思い出話を披露した。一つ目は、金融システムから反社会的勢力を排除する制度の背景事情、二つ目は、金融システムから反社会的勢力を排除する制度の基本理念、そして三つ目は、金融システムから反社会的勢力を排除する制度の副作用の是正である。

私としては、ここ預金保険機構の金融業務支援部長として、「特定回収困難債権買取制度」の積極的な運用を通じて、引き続き、金融システムから反社会的勢力を排除する取組を進めていきたい。

蛇足ながら、改めて言うまでもなく、金融システムは、国家にとって必要不可欠な基盤であり、人間の身体にたとえるなら血流のようなものである。その金融システムが反社会的勢力に腐食されてしまえば、国家は立ち行かなくなってしまう。

ということで、最後は謎掛けで擱筆したい。

金融システムの神髄と掛けて、100年後の人工知能ロボットと解く。その心はどちらも、人のようになっています（人の世を担っています）。

以 上